

業者特定理由書

7004

名 称	地下鉄駅業務等
特 定 業 者	一般財団法人 札幌市交通事業振興公社
(特定機種)	
特 定 理 由	本業務は、交通利用者へのサービス増進に関する業務であり、地下鉄事業に関連する極めて公益性・公共性が高く、当局との密接な連携が不可欠な業務である。 業務の履行にあたっては、当局の考え方を遵守し、高い専門的知識、人材育成、経験等の特殊性が強く求められ、サービス向上や効率化のための当局の諸施策に起因する状況変化に対しても、柔軟に対応できなければならない。 一般財団法人札幌市交通事業振興公社（以下「財団」という。）は、本市が出資して設立した法人であり、交通事業に関連する業務を広く展開することによって、本市交通事業の健全な発展を図ることを目的としている。 財団は、地下鉄の安全・安心な運行のために必要な駅業務経験者のみならず、複雑な料金制度をはじめとする本市交通事業に関する高度な専門知識と豊富な業務経験者を長期間にわたって多数育成し、確保しており、本業務を安定的に遂行し得る唯一の事業者であることから、昭和 63 年 11 月の設立時から本業務の受託業者である財団を特定いたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

業 者 特 定 理 由 書

7006

名 称	札幌市交通局職員健康診断業務
特 定 業 者	札幌市職員共済組合
特 定 理 由	上記団体は、平成8年度より、職員の健康管理に対する意識の向上及び疾病予防による公務能率の向上と健全な労働力の確保、職員及びその家族の支出する医療費の抑制を図ることを目的に、健康管理センターを設置し、それまで任命権者によって異なっていた健診制度を平準化させ、健康診断から保健指導等に至る一貫した健康管理業務を、全市一元的に実施してきている。 交通局には、健康診断の受診対象職員が数百名規模で在籍しており、かつ健診区分及び検査項目についても多岐にわたる。これらを最小限の受診機会で効率的に健康診断を実施するためには、年間を通じて一般健診、特殊健診を同一日に実施することのできる体制を組むことができ、健康診断日程の予約変更等の希望にも柔軟に対応できることが必要である。 また、職員の健康を保持するためには、個々の健診結果データ分析を踏まえた保健指導や、各種検査結果の統計を基に、必要性の高いテーマを選定した健康教育等、職員の効果的・効率的な疾病予防・健康づくりに向けた取組が必要である。 さらに、当該取組を効果的に実施するためには、本局職員の健康状態の特性や検査結果に係る、データを収集・蓄積をし、経年的な変化を把握していることが望ましい。 以上を全て満たし、一体的に健康管理業務の実施体制を組むことができるのは、上記団体だけである。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業 者 特 定 理 由 書

7007
〔設備保守等業務委託〕

名 称	南北線 5000 形車両 T 台車枠探傷検査 (超音波探傷検査)		
特定業者	川崎車両株式会社 北海道支社		
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造会社占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。		
	業務の対象となる設備・機器・装置・システム等の名称	南北線 5000 形車両 T 台車枠	
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車体を支え、車両走行に必要な装置	
	業務内容	T 台車枠探傷検査 (超音波探傷検査)	
	業務の履行に必要な要件とその事由	本業務は、南北線5000形車両T台車枠内部のきずの有無を観察する業務である。台車枠は本市独自の仕様により川崎車両(株) (事業継承前：川崎重工業(株)) が設計・製造した台車であり汎用品ではないことから、本業務を実施するためには、台車枠内部構造及び溶接方法を熟知していなければ探傷の精度が確保できないため。	
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし	
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号		

業者特定理由書

〔設備保守等業務委託〕

7008
2 関連要件

名 称	パンタグラフ整備	
特定業者	札幌交通機械株式会社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、下記のとおり履行に必要な要件を満たすのは標記業者に限られることから、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・装置・システム等の名称	車両用集電装置
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両で使用する電力を取り込む装置
	業務内容	パンタグラフの整備
	業務の履行に必要な要件とその事由	本業務は、車両運用管理及び車両基地内での作業場所確保の観点から、通年業務委託である「車両重要部・全般検査整備業務(機械関係)」の年検査整備工程内に行う必要があり、当該機器は通年業務委託による保守契約の対象となっており、本業務による整備箇所と保守業務の履行箇所が重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該箇所に係る故障及び事故発生時の原因の特定が困難となる。 両業務の目的を達成するためには、本業務を標記業者に履行させ、責任の所在を1者に限定する必要があるため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	

業 者 特 定 理 由 書

7009

名 称	東西線二十四軒駅・西車両基地高圧設備更新切替管理業務
特 定 業 者	株式会社 北海道ジーエス・ユアサ サービス
(特 定 機 種)	地下鉄施設の受変電設備
特 定 理 由	本業務は、別途発注の東西線琴似駅ほか3施設高圧設備更新工事において行う、通年業務委託（受変電設備保守業務）範囲外である新機器の設置・試験調整等に伴い、既設受変電設備の操作・監視等を行うものである。 本業務の対象となる既設受変電設備は、通年業務委託による保守契約の対象機器であり、本業務による操作個所と重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該機器に起因する事故発生時の原因の特定が困難となる。 両業務の目的を達成するにあたり、責任の所在を1社に限定する必要があることから、本業務を通年業務委託の受託者である標記業者に履行させる必要がある。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項第2号

業者特定理由書

7010

名 称	新輸送管理システム要件定義業務
特 定 業 者	株式会社日立製作所 北海道支社
(特定機種)	
特 定 理 由	本業務は、輸送管理システム（以下、「本システム」という）の再構築に向けて、現行業務の課題を解決するための新しい業務フローの検討やその業務に合ったシステムの要件定義を行うものである。 本システムは、当局独自の仕様により、標記業者が開発・改造したものであり、本業務の履行にあたり、漏れなくシステムの要件を定義するためには、標記業者独自のシステム面の知識や技術が不可欠である。 また、当局では、本システムの運用保守業者である標記業者の協力を得ながら精算業務を行っており、標記業者は、業務面においても他の業者では知れない知識を有しており、要件定義の前提となる新しい業務フローの検討において、表記業者の業務面の知識が不可欠である。 このため、本業務を他の業者が受託した場合、現行制度や業務知識の習得、本システムの仕様把握、当局の要求・要望等の伝授などに相当な期間を要することが見込まれ、新システムにおいて必要な要件を満たすことができない可能性がある。 以上のことから、本業務を履行できるのは標記業者に限られるため、地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に基づき標記業者と随意契約することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の格例を定める政令第11条第1項第2号

業 者 特 定 理 由 書

7012

名 称	大谷地変電所変電設備更新切替管理業務
特 定 業 者	株式会社 北海道ジーエス・ユアサ サービス
(特 定 機 種)	地下鉄施設の受変電設備
特 定 理 由	本業務は、別途発注の大谷地変電所変電設備更新において行う、通年業務委託（受変電設備保守業務）範囲外である新機器の設置・試験調整等に伴い、既設受変電設備の操作・監視等を行うものである。 本業務の対象となる既設受変電設備は、通年業務委託による保守契約の対象機器であり、本業務による操作個所と重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該機器に起因する事故発生時の原因の特定が困難となる。 両業務の目的を達成するにあたり、責任の所在を1社に限定する必要があることから、本業務を通年業務委託の受託者である標記業者に履行させる必要がある。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項第2号

業 者 特 定 理 由 書

17013

名 称	西 11 丁目駅ほか 25 駅 券売機更新に伴う既設機器改修業務
特 定 業 者	日本信号(株)北海道支店
特 定 理 由	本業務は、券売機の更新に伴い、既設券売機の撤去を行うほか、各駅の券売機等の運用管理に必要な既設システムである駅処理装置及び監視装置に対し、更新した券売機を制御するための改修を行うものである。 当該既設券売機、駅処理装置及び監視装置は、本市の仕様により、上記業者が開発、設計、製造したものであり、本業務の履行にあたっては、製造業者占有の技術及び知識が必要である。 以上のことから、本業務を的確に履行できる者は、製造業者である上記業者以外にない。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

業 者 特 定 理 由 書

7014

名 称	東西線大通駅第3電気室配電設備更新切替管理業務、
特 定 業 者	株式会社 北海道ジーエス・ユアサ サービス、
(特 定 機 種)	地下鉄施設の受変電設備、
特 定 理 由	本業務は、別途発注の東西線大通駅第3電気室配電設備更新工事において行う、通年業務委託（受変電設備保守業務）範囲外である新機器の設置・試験調整等に伴い、既設受変電設備の操作・監視等を行うものである。 本業務の対象となる既設受変電設備は、通年業務委託による保守契約の対象機器であり、本業務による操作個所と重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該機器に起因する事故発生時の原因の特定が困難となる。 両業務の目的を達成するにあたり、責任の所在を1社に限定する必要があることから、本業務を通年業務委託の受託者である標記業者に履行させる必要がある。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項第2号、

17015

業者特定理由書

名 称	東西線 8000 形車両用蓄電池整備
特 定 業 者	(株) 北海道ジーエス・ユアササービス
(特定機種)	
特 定 理 由	本業務は (株) GS ユアサ製アルカリ蓄電池の整備業務を行うものであり、業務の履行にあたっては、アルカリ蓄電池に関する製造者占有の知識・技術を必要とする。 表記業者は、製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社 (別添に示す保守専門会社の指定のとおり) であり、他の者では適切な業務の履行が見込めない。 したがって、本業務の履行可能な業者が表記グループ会社に限定されるため。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

7016

業者特定理由書

名 称	東豊線 9000 形車両用蓄電池交換業務
特 定 業 者	(株) 北海道ジーエス・ユアササービス
(特定機種)	
特 定 理 由	本業務は(株)GSユアサ製アルカリ蓄電池の交換業務を行うものであり、業務の履行にあたっては、アルカリ蓄電池に関する製造者占有の知識・技術を必要とする。 標記業者は、製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社(別添に示す保守専門会社の指定のとおり)である。他の者では適切な業務の履行が見込めず、本業務の履行可能な業者が表記グループ会社に限定されるため。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

7017

業 者 特 定 理 由 書

〔設備保守等業務委託〕

名 称	南北線 5000 形車両 T 台車枠探傷検査（磁粉探傷検査）（単価契約）	
特定業者	川崎車両株式会社 北海道支社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造会社占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・装置・システム等の名称	南北線 5000 形車両 T 台車枠
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車体を支え、車両走行に必要な装置
	業務内容	T 台車枠探傷検査（磁粉探傷検査）
	業務の履行に必要な要件とその事由	本業務は、南北線5000形車両T台車枠内部のきずの有無を観察する業務である。台車枠は本市独自の仕様により川崎車両(株)（事業継承前：川崎重工業(株)）が設計・製造した台車であり汎用品ではないことから、本業務を実施するためには、台車枠内部構造及び溶接方法を熟知していなければ探傷の精度が確保できないため。
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	

業 者 特 定 理 由 書

名 称	南北線 5000 形車両空調装置搭載検討業務	
特定業者	川崎車両株式会社 北海道支社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造会社占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・装置・システム等の名称	南北線 5000 形車両
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	
	業務内容	機種を選定、構造検討、重量検討
	業務の履行に必要な要件とその事由	本業務は、南北線5000形車両に車内空調装置の搭載検討を行い、実現可能な搭載案を整理する業務である。本市の地下鉄車両は、川崎車両(株)（事業継承前：川崎重工業(株)）が設計・製造しており、本業務を実施するためには、車体構造、車両システム全体を熟知している製造会社以外では実現できないため、標記業者を特定したい。
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	

業 者 特 定 理 由 書

名 称	南北線 5000 形車両ブレーキ装置改造検討業務	
特定業者	川崎車両株式会社 北海道支社	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、製造会社占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・装置・システム等の名称	基礎ブレーキ装置（ブレーキキャリパ装置、空油変換装置）
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両の停止に必要な装置
	業務内容	代替品選定、構造検討、
	業務の履行に必要な要件とその事由	本業務は、完成品供給事業者の事業撤退となった基礎ブレーキ装置（ブレーキキャリパ装置及び空油変換装置）の代替品を検討する業務である。本市地下鉄車両のブレーキシステムは独自の仕様であり、製造会社である川崎車両(株)（事業継承前：川崎重工業(株)）が設計・製造した台車枠に取り付けるためには、構造、システム全体を熟知している製造会社以外では現車両に適合する基礎ブレーキ装置を選定できないため、標記業者を特定したい。
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	

7020

業者特定理由書

名 称	南北線 5000 形車両 床受け梁溶接補修業務 /	
特定業者	川崎車両株式会社 北海道支社	
特定理由	本件は下記部分を補修するものであり、補修にあたっては車両本体の現行性能を維持しなければならない。そのため、メーカー占有の技術・知識・情報等が必要であるため、特定することとしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	南北線 5000 形車両の床受け梁
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両の床板にかかる荷重を支える梁
	上記設備等の製造メーカー	川崎車両株式会社
	業務内容	床受け梁の溶接補修
	上記設備等の製造メーカーと特命業者との関係	同一企業
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	本装置は本市独自の仕様により川崎車両株式会社が設計・製造した特殊品であり、一般流通品ではないことから業務の履行にあたってはメーカーのみが保有する技術・図面等が必要である。
根拠規定	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし
	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	

7021

業者特定理由書

名 称	地下鉄駅構内広告料の算定方法に関する調査業務
特 定 業 者	一般財団法人 日本不動産研究所 北海道支社
(特定機種)	
特 定 理 由	本業務は、広告料単価の算定方法について、算出に用いる指標や計算・補正に係る適切な方法を提示するとともに、現行適用している単価の妥当性について検証し、適正単価を調査するものである。行政財産使用料としての性質も有するため、当局で3年に一度実施している地下鉄駅構内使用料単価調査業務との親和性が高いと考えられる。 本業務においても地下鉄駅構内の特殊性や土地等不動産鑑定の知識及び技術とともに、全国的な見地から当局の状況にみあった単価を算出することが必要となる。 札幌市競争入札参加登録業者のなかで、不動産鑑定士が所属し、全都道府県で事業所を展開しているのは一般財団法人日本不動産研究所のみであり、当局においては業者を特定して上記の地下鉄駅構内使用料単価調査業務を委託している。 以上のことから、期限内に適正な業務の履行が見込めるのは一般財団法人日本不動産研究所に限られることから特定して契約することとしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

7027

名 称	東豊線9000形車両 車内防犯カメラ設置業務
特 定 業 者	パナソニック コネクト株式会社 現場ソリューションカンパニー 東日本社
(特定機種)	JR 東日本テクノロジー株式会社製 車内防犯カメラ ETSED01308
特 定 理 由	東豊線9000形車両では、令和6年度の業務委託にて、上記機器が適合することを調査した上で、3編成に上記機器を導入した経緯がある。 導入する機種が異なることにより、機器の運用及び保守管理に悪影響を及ぼすことを防止するため、残り17編成においても、同等の機器を採用する必要がある。 設置業務の履行にあたっては、機器メーカー占有の技術及び知識が必要であり、履行可能者が機器メーカーであるJR東日本テクノロジー㈱から保守専門会社の指定を受けている標記業者1者に限定されるため、特定することとしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

7030

〔設備保守等業務委託〕 1 技術的要件

名 称	総合伝送路オーバーホール	
特定業者	NEC ネットエスアイ(株)北海道支店	
特定理由	標記業務の履行にあたっては、メーカー占有の技術及び知識が必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	総合伝送路装置
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	地下鉄各線（南北線・東西線・東豊線）の各駅等を光ケーブルで接続し列車の運行に必要な各種デジタル・アナログ情報を光信号により伝送する装置で光多重端局装置、回線交換装置、監視装置から構成されている設備。
	上記設備等のメーカー	日本電気株式会社、
	業務内容	上記機器の電源盤オーバーホールを行う。
	上記設備等のメーカーと特定業者との関係	上記メーカー製品のメンテナンス業務を事業としているグループ会社（メーカーは自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業務についてメーカーと同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。）
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	メーカーが設定した業務手順・作業方法によらなければ、整備後の機器が適正に作動しないおそれがあり、当該設備は一般流通品（汎用品）ではないことから、メーカー以外の者では知りえない知識・情報等を必要とするため。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項第2号	

7033

業者特定理由書

名 称	栄町変電所計器用変圧器交換
特 定 業 者	株式会社明電エンジニアリング 北海道支店
(特定機種)	
特 定 理 由	本件は、札幌市高速電車東豊線栄町変電所に設置された計器用変圧器の交換を行うものである。 業務の履行にあたっては、製造会社（株式会社明電舎）占有の知識・技術等を必要とし、履行可能者がグループ会社の明電エンジニアリング（製造会社機器の保守、故障対応、修理を行っている）の1社に限定され、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することとしたい。 ※上記製造会社（明電舎）は、自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業務について製造会社と同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

17035

名 称	可動式ホーム柵(三菱製)東西線・南北線オーバーホール
特 定 業 者	三菱電機プラントエンジニアリング(株)東日本本部北海道支社
(特定機種)	可動式ホーム柵
特 定 理 由	標記業務は、札幌市交通局が独自の仕様により三菱電機(株)が製造した可動式ホーム柵に用いられている専用部品を整備するものである。 標記業者は製造者である三菱電機(株)製品の保守・修理・整備に関するメンテナンス業務を事業としているグループ会社であり、標記業務について製造者と同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。 本業務は、製造者が設定した業務手順・作業方法によらなければ整備後の機器が適正に作動しないおそれがある。 また、当該機種は、一般流通品(汎用品)ではなく製造者以外のものでは知り得ない知識・情報等を必要とするため特定することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

7037

業 者 特 定 理 由 書

名 称	次世代乗車システム調査業務
特 定 業 者	株式会社 札幌総合情報センター
(特定機種)	
特 定 理 由	本業務は、乗車システムに係る先行事例や関連する先端技術の調査を行うとともに、札幌市営地下鉄や札幌エリアの公共交通事業者の現状について調査を行い、当局の駅務機器のセンターサーバ化や次世代乗車システムについて検討を行うものである。 当該業務の実施にあたっては、現在 CBT (Card-Based-Ticketing) 方式のみで運用している SAPICA の ABT (Account-Based-Ticketing) 化の実現可能性についても調査・検討することから、SAPICA の内部仕様についての専門的知識が必要不可欠である。 このため、IC カード SAPICA の発行業務を行い、当該 IC カードの内部仕様に精通している㈱札幌総合情報センターが本業務を実施可能な唯一の事業者であることから、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号の規定により、同社との随意契約としたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

業者特定理由書

7049

名 称	エスカレーター乗降板交換(東芝製)
特 定 業 者	東芝エレベータ(株) 北海道支社
(特 定 機 種)	東芝エレベータ(株)製 東西線宮の沢駅エスカレーター1、2、5号機
特 定 理 由	本業務は東芝エレベータ製昇降機の部品交換および修理を行うものである。 業務の履行にあたっては製造者独自の技術及び知識が必要であり、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難であるため、標記業者に特定いたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

7052

業者特定理由書

名 称	路面電車除雪車雪 20 形保安空気タンク改修業務
特 定 業 者	札幌交通機械株式会社
(特定機種)	
特 定 理 由	本業務は、路面電車除雪車雪 20 形 3 両について、保安空気タンクの保守整備を滞りなく実施するために、タンクへの排水用ボールコックの追加、およびタンク逆止弁配管へのユニオン継手を追加する改修業務である。 本車両は本市独自の仕様により札幌交通機械株式会社が設計・製造したものである。本業務の履行にあたっては、本車両に関するメーカー占有の知識・技術等を必要とし、履行可能者が標記業者に限られるため、特定して随意契約することといたしたい。
根 拠 規 定	・ 地方公営企業法施行令第21条の13第 1 項第²号 ・ 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第 49 条第 1 項第 2 号ア

業者特定理由書

7053

名 称	空調機修理(前川製)
特 定 業 者	(株)前川製作所
(特定機種)	栄町駅 : (株)前川製作所 MYCOM-AWW-58K-U
特 定 理 由	本業務は(株)前川製作所製のヒートポンプの整備業務を行うものである。 業務の履行にあたっては、標記業者が設定した手順・整備方法に従って作業を行う必要があることから、標記業者占有の技術及び知識が必要であり、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者では適切な業務履行が見込めない。 そのため、標記業者に特定することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

名 称	宮の沢変電所他自家発電設備整備
特 定 業 者	株式会社明電エンジニアリング 北海道支店
(特定機種)	
特 定 理 由	本件は、札幌市高速電車東西線宮の沢及び東札幌変電所に設置された自家発電設備の点検整備を行うものである。 業務の履行にあたっては、製造会社（株式会社明電舎）占有の知識・技術等を必要とし、履行可能者がグループ会社の明電エンジニアリング（製造会社機器の保守、故障対応、修理を行っている）の1社に限定され、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することとしたい。 ※上記製造会社（明電舎）は、自社製品のメンテナンス等をグループ会社の事業とする組織体制としており、標記業務について製造会社と同等の技術・知識等を有すると認められる会社である。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

7062

業 者 特 定 理 由 書

名 称	5000 形車両三菱製 VVVF 装置パワーユニット修理業務
特 定 業 者	三菱電機株式会社 北海道支社
(特定機種)	
特 定 理 由	VVVF 装置は車両の主電動機に電源を供給するための装置であり、車両の安全な運行に欠かせない装置である。 本件は南北線 5000 形車両に搭載されている三菱電機製 VVVF 装置の修理を行うものであり、履行にあたっては、VVVF 装置製造元であるメーカー占有の知識・技術を必要とする事から、履行可能者が 1 者に限定されるため特定することとしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

7064

業 者 特 定 理 由 書

名 称	南北線5000形 信号装置交換業務
特 定 業 者	札幌日信電子株式会社
(特定機種)	
特 定 理 由	信号保安装置、誘導無線装置及び車内放送装置の載せ替え業務を行う。 本件は載せ替え後に試験調整が必要な案件であり、試験は重要部・全般検査における総合検査相当の確認を必要とする。そのため、履行にあたってはメーカー占有の知識・技術を必要とする事から、保守専門会社による履行が必要となり履行可能業者が標記業者に限定されるため特定することとしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号 札幌市交通局物品・業務契約事務処理要領第49条第1項第2号

業者特定理由書

7067

名 称	広告受付管理システム更改業務
特 定 業 者	株式会社システムアイ
(特定機種)	
特 定 理 由	現在使用中の広告受付管理システムは、運用から 10 年経過し、各サーバー等においてサポート切れが発生している。これは重大な情報セキュリティポリシー違反であり、安全性の観点で多大なリスクがあるほか、Windows 11 へのアップデートにより動作不良が生じることが判明したことなどから、緊急に更改が求められる。 本業務は高度な技術力と企画・開発力が求められること、また、緊急性の高い業務であり年度内の遂行が求められることを勘案し、一般競争入札による特定調達契約に付することができないと判断されたことから、本市登録事業者の中から公募を行い、企画提案書により審査を行ったところ、当局の求める水準の業務を年度内に遂行可能かつ経済的合理性を持った事業者であることが確認できたため、上記事業者を受託予定者として選定した。 よって、上記業者を特定して契約することとしたい。
根 拠 規 定	・地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項柱書 ・地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 5 号

7068

業 者 特 定 理 由 書

名 称	昇降機修理(フジテック製)
特 定 業 者	フジテック(株) 北海道支店
(特 定 機 種)	フジテック(株)製 エレベーター ・ 中の島駅1号機 (ホーム～コンコース階 南行線) ・ 幌平橋駅2号機 (ホーム～コンコース階 北行線)
特 定 理 由	本業務はフジテック(株)製エレベーターの修繕作業を行うものである。 業務の履行にあたっては製造者独自の技術及び知識が必要であり、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難であるため、標記業者に特定いたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

業者特定理由書

7069

名 称	自動制御設備修理(アズビル製)
特 定 業 者	アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー 北海道支店
(特 定 機 種)	すすきの駅換気室A、B、C室内 アズビル製 指示温度調節器
特 定 理 由	本業務はアズビル製の自動制御盤の部品交換修繕を行うものである。 業務の履行にあたっては、製造者独自の技術及び知識が必要であり、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者による履行が困難であるため標記業者特定といたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

7072

業 者 特 定 理 由 書

名 称	軌道検測装置年次点検業務
特 定 業 者	株式会社カネコ
(特 定 機 種)	
特 定 理 由	【特定業者と契約する理由】 本業務の対象となる装置は、本市地下鉄走行路面を検測するため、 当局独自の特殊仕様で製作している。 このため、点検にあたっては本装置に関する専門的な知見が必要で あり、装置の製造業者である標記業者以外では点検を実施することが 困難であるため、随意契約することといたしたい。
根 拠 規 定	・ 地方公営企業法施行令第 21 条の 13 号第 1 項第 2 号

業 者 特 定 理 由 書

7076

名 称	地震計システム保守点検業務
特 定 業 者	株式会社システムアンドデータリサーチ
(特定機種)	
特 定 理 由	<u>運用</u> 本業務は地震計システムを安定してするために保守点検を行うものである。 地震計システムは地震が発生した際、震度による点検区間を迅速に決定し、安全が確認できたエリアから運行を早期に再開できるものであるため、システムの安定使用は必要不可欠である。 地震計システムは上記業者が札幌市交通局向けに一から構築したシステムであり、システムに精通している事業者は上記業者一者に限られるため、特定することとしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

7077

業者特定理由書

名 称	光星変電所直流盤改修
特 定 業 者	株式会社東芝 北海道支社
(特定機種)	
特 定 理 由	本件は、光星変電所に設置された直流盤の改修を行うものである。 標記業務の履行にあたっては、直流設備に関する製造会社である標記業者占有の知識・技術等必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

7078

業 者 特 定 理 由 書

名 称	光星変電所デジタルリレー盤コンデンサ交換
特 定 業 者	(株) 東芝 北海道支社
(特定機種)	
特 定 理 由	本件は、光星変電所に設置されたデジタルリレー盤のコンデンサの交換を行うものである。 標記業務の履行にあたっては、デジタルリレーに関する製造会社である標記業者占有の知識・技術等必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

7085

業 者 特 定 理 由 書

名 称	栄町駅電気室ほか6施設無停電電源装置改修
特 定 業 者	株式会社京三製作所 札幌支店
(特定機種)	
特 定 理 由	本業務は、栄町駅電気室ほか6施設に設備された無停電電源装置の改修を行うものである。 栄町駅電気室、新道東駅電気室、環状通東駅電気室、さっぽろ駅第3電気室、大通駅第4・第5電気室及び豊水すすきの駅電気室に設備されている無停電電源装置は、緊急時の地下鉄の営業に必要な設備（防災設備、信号通信設備、各種制御装置）を継続動作させる上で必要不可欠である。 標記業務の履行にあたっては、無停電電源装置に関する製造会社である標記業者占有の知識・技術等必要であり、他の者では適切な業務の履行が見込めないため、標記業者に特定して随意契約することといたしたい。
根拠規定	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号

7086

業者特定理由書

名 称	琴似変電所整流器ほか変電設備更新切替管理業務
特 定 業 者	株式会社 北海道ジーエス・ユアサ サービス
(特 定 機 種)	地下鉄施設の受変電設備
特 定 理 由	本業務は、別途発注の琴似変電所整流器ほか変電設備更新工事において行う、通年業務委託（受変電設備保守業務）範囲外である新機器の設置・試験調整等に伴い、既設受変電設備の操作・監視等を行うものである。 本業務の対象となる既設受変電設備は、通年業務委託による保守契約の対象機器であり、本業務による操作個所と重複することから、両業務を異なる業者が履行した場合、当該機器に起因する事故発生時の原因の特定が困難となる。 両業務の目的を達成するにあたり、責任の所在を1社に限定する必要があることから、本業務を通年業務委託の受託者である標記業者に履行させる必要がある。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第21条の13 第1項第2号

7087

業者特定理由書

名 称	南北線電気室ほか無停電電源装置オーバーホール
特 定 業 者	株式会社 北海道ジーエス・ユアサ サービス
(特定機種)	無停電電源装置
特 定 理 由	本件は、「北 24 条駅電気室」、「北 18 条駅電気室」「さっぽろ駅第 1 電気室」「西車両基地電気室」「西 28 丁目駅電気室」「円山公園駅電気室」「西 18 丁目駅電気室」「西 11 丁目駅電気室」に設備している無停電電源装置について制御基板等の部品交換及び試験調整を行い、機器の性能維持、延命措置を図るものである。 標記業務の履行にあたっては、当該無停電電源装置の製造会社（GSユアサ）占有の技術及び知識が必要である。 上記業者は、製造会社から保守専門会社指定を受けており、他の者では適切な業務の履行が見込めず、履行可能業者が標記業者に限定されるため、特定して随意契約することとした。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

7089

業 者 特 定 理 由 書

名 称	西 28 丁目駅電算端末室系統空調機修理
特 定 業 者	札幌日信電子(株)
(特 定 機 種)	西 28 丁目駅：日本キャリア(株)製 電算端末室系統空調機
特 定 理 由	本業務は日本キャリア製の空調機修理業務をおこなうものである。 業務の履行にあたっては、標記業者が設定した手順・整備方法に従って作業を行う必要があること、日本キャリア製の空調機においては札幌日信電子(株)での保守が指定されているため、標記業者占有の技術及び知識が必要であり、標記業者以外の札幌市競争入札参加資格者名簿登録者では適切な業務履行が見込めない。 したがって、標記業者に特定することといたしたい。
根 拠 規 定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号

7093

業 者 特 定 理 由 書

名 称	南北線 5000 形車両 床受け梁溶接補修業務	
特定業者	川崎車両株式会社 北海道支社	
特定理由	本件は下記部分を補修するものであり、補修にあたっては車両本体の現行性能を維持しなければならない。そのため、メーカー占有の技術・知識・情報等が必要であることから、履行可能業者が標記業者に限定されるため特定することとしたい。	
	業務の対象となる設備・機器・システム等の名称	南北線 5000 形車両の床受け梁
	上記設備等の用途・性能 ※名称にて用途等が明らかに判るものは省略可	車両の床板にかかる荷重を支える梁
	上記設備等の製造メーカー	川崎車両株式会社
	業務内容	床受け梁の溶接補修
	上記設備等の製造メーカーと特命業者との関係	同一企業
	業務の履行にメーカー占有の技術・知識・情報等を必要とする具体的な事由	本装置は本市独自の仕様により川崎車両株式会社が設計・製造した特殊品であり、一般流通品ではないことから業務の履行にあたってはメーカーのみが保有する技術・図面等が必要である。
	主たる業務に係る再委託の業者名・業務内容	なし
根拠規定	地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号	